

運転士確保支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体
一般社団法人 広島県タクシー協会

(目的)

第1条 この要綱は、運転士不足を一因とした営業時間の短縮が行われる等、厳しい状況に置かれている現状を踏まえ、広島県中山間地域振興条例で定める中山間地域に本社を置く、道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者、又は「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ乗合タクシー車両（乗車定員11人未満の車両。以下、「乗合車両」という。）を使用し事業を行っている法人事業者（以下、「事業者」という。）に対し、公共交通の担い手を確保のための取組を支援することより、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保することを目的とする。

(補助金交付の対象者)

第2条 広島県中山間地域振興条例で定める中山間地域に本社を置く、事業者であること。（一般社団法人 広島県タクシー協会（以下、「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）

2 次の各号のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- (3) 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税及び県税に未納がないこと。
- (6) 事業継続の意思があること。
- (7) 運転士の雇用開始日から3年以上当該運転士の雇用を継続する意思があること。

(補助金交付の対象)

第3条 補助交付の対象となる事業は、運転士確保支援事業であって、その経費は、別表1に掲げるもののうち、協会長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の要件及び交付額については、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、別記様式第1号による補助金交付申請書兼実績報告書、その他協会が必要と認める書類を添えて、協会に提出しなければならない。

2 事業者は、補助金の申請について、他の団体から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を原資とした採用に係る費用に対する支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に協会に問合わせることにする。

(申請の期限)

第5条 補助金の申請は、令和8年2月6日(金)(必着)までとする。

但し、交付申請の状況を踏まえ、協会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

(交付の決定)

第6条 協会は、第4条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請が適正と認められる場合は、交付決定を行い、事業者に対し、別記様式第5号により通知する。

また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式第6号により、通知する。

(交付決定の取り消し等)

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき
- (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合
- (3) 事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の返還)

第8条 協会は、交付決定者が、次に掲げる要件に該当する場合は、別記様式第7号により、期限を定めてその返還を命じる場合があります。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合に、当該取消に係る部分について既に補助金が交付されている場合
- (2) 雇用開始日以降3年未満で退職した場合

(状況報告)

第9条 協会は、必要と認めるときは、事業者に対し、補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 事業の実績報告については、第4条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 協会は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者へ通知する。

(交付の方法等)

第12条 協会は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第14条 協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に係る事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(財産の管理)

第15条 事業者は、補助事業により取得した1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、別記様式第2号の財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分制限)

第16条 事業者は、補助金交付対象を購入した日から起算して、1年を経過するまでの期間は、譲渡（転売）、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

2 事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、別記様式第3号による財産処分承認申請書1部を協会に提出しなければならない。

3 事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、別記様式第4号による財産処分報告書1部を協会に提出しなければならない。

4 前項の財産の処分により、事業者に収入があるときは、協会は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

(その他必要な事項)

第17条 協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

一部改正：令和7年6月26日

別表1

補助対象経費	運転士の採用に資する取組に係る経費 ・ 大型、中型及び普通自動車の二種免許の取得に要した費用 ・ 採用者の転居に要した費用 ・ 採用者に対する祝い金等の支払いに要した費用 ・ 社宅等の借りに要した費用 ・ その他、協会が認める費用
--------	--

別表2

区 分	内 容
要件	広島県中山間地域振興条例第2条で定める中山間地域に本社を置くタクシー事業者が、令和7年4月1日～令和8年2月28日において、新たに運転士を正社員として採用すること

除外要件	次の場合は、補助対象から除外する。 ・ 県内に本社所在地のあるタクシー事業者間の転職 ・ 会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に基づく関係会社間の転職
交付額	採用した運転士数に 30 万円を乗じた額を上限とする
補助率	10/10 以内

様式第 1 号

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘 様

所在地
事業者名
代表者名

運転士確保支援補助金交付申請書兼実績報告書

運転士確保支援補助金の交付を受けたいので、運転士確保支援補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 報告書（別記様式第 1 号別紙 1 及び別紙 1 継紙）
- (2) 振込希望口座情報（別記様式第 1 号別紙 2）
- (3) 誓約書（別紙 3）

事業報告及び経費支出内訳

事業名		運転士確保支援事業			
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価 ①	数量 ②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる 経費
合 計					

様式第1号 別紙1 継紙

事 業 実 績 書

※入社した方の雇用開始日、前職（会社名）、採用後の配属先及び氏名を記載してください。

No.	雇用開始日	前職	採用後の配属先	氏名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘 様

所在地
事業者名
代表者名

振込希望口座情報

(口座振込先)

金融機関名	
支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名	

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘 様

誓 約 書

- 一般社団法人広島県タクシー協会が定める「運転士確保支援補助金交付要綱」第2条第2項各号のいずれにも該当しています。

- 一般社団法人広島県タクシー協会が定める「運転士確保支援補助金交付要綱」第8条各号に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者

印

別記様式第2号

財 産 等 管 理 台 帳

財産名	規格	取得価格	補助額	取得年月日	耐用年数	財産処分の状況			備考
						処分方法	処分年月日	処分結果 の状況	

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘 様

所在地
事業者名
代表者名

財産処分承認申請書

運転士確保支援補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、運転士確保支援補助金交付要綱第16条第2項の規定により申請します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 予 定 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 見 込 額	
処 分 理 由	
備 考	

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘 様

所在地
事業者名
代表者名

財 産 処 分 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号により処分の承認を受けた財産を、次のとおり処分しましたので、運転士確保支援補助金交付要綱第16条第3項の規定により報告します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	

第 号
令和 年 月 日

交付決定兼額の確定通知書

(申 請 者)

様

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘

令和 年 月 日付で交付申請のありました、運転士確保支援補助金について、下記のとおり交付することに決定するとともに、額を確定します。

記

1 事業名	運転士確保支援事業
2 事業の内容	交付申請書の記載のとおり
3 交付決定額	合計 円

第 号
令和 年 月 日

不 交 付 決 定 通 知 書

(申 請 者)

様

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘

令和 年 月 日付で交付申請のありました、運転士確保支援補助金について、不交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名	運転士確保支援事業
2 不交付の理由	

様式第7号（第8条関係）

第 号

（ 住 所 ）

（ 法 人 名 ）

運転士確保支援補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したこの補助事業について、運転士確保補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり期限までに返還してください。

年 月 日

一般社団法人 広島県タクシー協会
会長 信原 弘

- | | |
|--------------|------------|
| 1 補助金の名称 | 運転士確保支援補助金 |
| 2 補助金交付決定通知額 | 金 円 |
| 3 補助金返還額 | 金 円 |
| 4 補助金返還期限 | 年 月 日 |
| 5 返還理由 | |